

【国民健康保険のお知らせ①】 ～交通事故などでけがをしてしまったら～

●交通事故などでけがをした場合の手続きについて

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

ただし、国民健康保険では『第三者行為による被害届』を提出いただくことで、一旦病院の窓口で保険証をご使用いただけます。その際、国民健康保険が立て替えた医療費（自己負担分は除きます）は保険者（余市町国保）が被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険は使えなくなります。また、示談の内容に応じて医療費の返還が生じることがあります。

①まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

②『第三者行為による被害届』を提出しましょう

被害を受けて保険証を使用する場合には、被害届の提出義務があります。保険証、印かん、事故証明書（後日でも可）を持って、役場保健課に届出ください。（書類は保健課窓口にあります）

【国民健康保険のお知らせ②】 ～一部負担金の減免制度をご存じですか？～

●国民健康保険の一部減免制度について

国民健康保険には、世帯主が特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合には、一部負担金（医療費の自己負担額）を一定期間減免または猶予をする制度があります。

特別な事由とは、災害などにより資産に大きな損害を受けた場合、事業の廃止や失業をした場合などをいいます。

また、余市町国民健康保険の資格取得から6か月以上経過していること、生活保護を受ける予定がないこと、国民健康保険税に滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。詳しくはご相談ください。

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

【財政課からのお知らせ】平成29年度 一般会計補正予算（第4・5・6号）の概要について

平成29年余市町議会第5回臨時会および第4回定例会において承認・可決されました一般会計補正予算（第4・5・6号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（4・5号）

第4号では第48回衆議院議員総選挙並びに第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費1,178万8千円を増額、第5号では米町農業構造改善センターおよび大川小学校玄関の暖房機の老朽化による更新に伴う経費93万円を増額しました。

補正予算の状況（6号）

新入学児童生徒に対する就学援助費の年度内支給実施や、障害福祉サービス費等給付費、私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金など2億4,303万円9千円を増額し、補正後の予算は87億7,337万3千円となりました。

主な歳出の補正内容（6号）

● 寄附に伴う各基金への積立金 (社会福祉施設等建設基金、ふるさと応援寄附金基金、図書整備基金)	1,227万5千円	● 余市協会病院救急医療体制維持補助金	1,746万1千円
● 準要保護児童・生徒援助費	150万円	● 更生医療給付助成費	884万2千円
● 教育・保育給付費負担金	5,501万5千円	● 障害福祉サービス費等給付費	7,689万円
● ふるさと納税取扱業務委託料	710万円	● 障害児給付費	2,905万8千円
		● 商店街街路灯設置事業補助金	100万円
		● 既存店舗改修支援事業補助金	230万円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114